

## 8 秋の全国交通安全運動

### 1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

### 2 運動の期間等

- (1) 運動期間 9月21日から9月30日までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日

### 3 運動の重点等

(全国重点)

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

(地域重点)

高齢者の交通事故防止

～歩行者ファースト意識の浸透～

### 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 歩行者の交通ルールの理解・遵守の徹底<ul style="list-style-type: none"><li>・ 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従う等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るためにの交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組を推進する。</li></ul></li><li>○ 歩行中のこどもと高齢者の安全の確保<ul style="list-style-type: none"><li>・ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（横断歩道以外横断中が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等を実施する。</li><li>・ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組を推進する。</li><li>・ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。</li><li>・ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</li></ul></li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ゾーン30」等による低速度規制と「スマーズ横断歩道」を始めとする物理的デバイス等の適切な組合せによる生活道路対策を推進する。</li> </ul> <p>○ 反射材用品等の着用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進する。</li> </ul>
ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進	<p>○ 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴(日の入り後1時間における横断中事故が多いなど)を踏まえた交通安全教育等を推進する。</li> <li>・ 夕暮れ時における自動車・自転車前照灯の早めの点灯を促す取組を推進する。</li> <li>・ 先行車や対向車がいない状況におけるハイビームの原則常用を徹底する。</li> <li>・ 自動車運送事業者を始めとする各種事業者による、従業員に対する夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組を推進する。</li> </ul> <p>○ 運転者の歩行者優先意識等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。</li> <li>・ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。</li> </ul> <p>○ ながらスマホの根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発を推進する。</li> <li>・ 業務中のながらスマホによる交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。</li> </ul> <p>○ 飲酒運転等の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか飲食店等における運転者への種類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。</li> <li>・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における業務の遵守を徹底させる取組を推進する。</li> </ul> <p>○ 妨害運転の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を実施する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。</li> </ul> <p>○ 高齢運転者の交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響(反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど)等を踏まえたシミュレータの活用等による参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発を推進する。</li> <li>・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車(略称: サポカー)の普及啓発を実施する。</li> <li>・ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納を促す取組を推進する。</li> </ul> <p>○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用義務の周知徹底及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。</li> <li>・ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法やハーネス(肩ベルト)の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発を推進する。</li> <li>・ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発を推進する。</li> <li>・ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。</li> </ul>
自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進	<p>○ 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全ての年齢層の自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。</li> <li>・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組を推進する。</li> <li>・ 幼児同乗中自転車の特性(重心が高く不安定であるなど)を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組を推進する。</li> <li>・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組を推進する。</li> <li>・ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組を推進する。</li> </ul> <p>○ 自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と新たなルールの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年4月1日から交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道</li> </ul>

	<p>は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組を推進する。</li> <li>・ 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール(ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設)に関する広報啓発を推進する。</li> <li>・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働きかけ等を推進する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と乗車用ヘルメットの着用を促す取組を推進する。</li> <li>・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用を促す取組を推進する。</li> </ul> </li> </ul>
高齢者の交通事故防止 ～歩行者ファースト意識の浸透～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転者に対する横断歩道通過時の安全確認と歩行者優先を徹底するために歩行者ファースト意識の浸透を図る。</li> <li>○ 歩行者に対する安全な横断方法と場所の選択、確実な安全確認(横断する意思表示の方法)についての指導啓発を推進する。</li> </ul>
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報紙、機関紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等各種広報媒体を活用した交通事故防止広報を実施する。</li> <li>○ 各種会議、会合等の機会を通じた運動の周知と交通ルール・交通マナーの遵守を徹底する。</li> </ul>